

1990年12月5日

日本税理士会連合会
会長 片岡輝昭殿



全国青年税理士連盟
会長 小池幸造

要 望 書

時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、平成2年8月24日付で佐藤裕志日税連商対委員長に対し「商法改正問題に対する今後の対応について」（日連2第314号）と題する諮問が行なわれておりますが、この諮問の中で、「このうち、殊に懸案となっている中小会社の適正を担保するため、会計専門家としての税理士を如何に活用するかについて、どのような方策または制度があり得るかを考究し、答申願います。」としたうえで、「（4）会計調査人制度の継続的審議（再検討を含む）と視点を新たにした会計専門家としての税理士の活用策、いわば調査制度の代替案の検討」という事項が示されております。

日税連は、外部監査について第一次商法改正、第二次商法改正時も一貫してその導入及び拡大に反対してきたにもかかわらず、今回の改正では、外部監査（会計調査人による調査）を行なう監査人（調査人）に税理士が加えられたことから、社会的コンセンサスも得られないまま、税理士の職域拡大という大義名分のもと一転して賛成にまわったという経緯があります。本来納税者の代理人である税理士と第三者性が求められる監査人とが相容れないにもかかわらずこのような結果を招いたことは残念というほかありません。

また、社会的なコンセンサスを得られないまま税理士が中小会社の適正担保の扭い手として一人歩きを始めれば、納税者の代理人としての税理士の本質が問われるばかりか税理士制度そのものを崩壊させることにもなりかねません。まさに、本末転倒ということになります。

したがって、当連盟では、税理士制度の維持、発展をめざす立場から、中小会社の適正を担保するための税理士の活用についてその問題点を指摘するとともに、直ちに当該諮問を取り止めるよう要望いたします。

問 題 点

- 1 税理士が、会計調査人による調査の扱い手とされたのは、調査制度の実現可能性を前提としたうえでの簡易性、経済性に基づく政策的要請からにはかならず、適格性を認められたからではない。それにもかかわらず、税理士を中小会社の適正を担保するための扱い手とすべき日税連の主張は業界の一人よがりにすぎないこと。
- 2 税理士は納税者の代理人であり、会計監査人のように第三者としての立場で税理士業務を行なうことは困難であること。つまり、税理士は納税者と課税庁の見解が対立した場合には、納税者の立場に立って業務を行なうのであるから、いたずらに第三者性を主張することは税理士の立場を曖昧なものにするばかりか、税理士制度そのものを崩壊させる危険性があること。
- 3 税理士法第一条に規定される「独立した公正な立場」とは、税務を前提としたものであり、「税務に関する専門家」としての良心に従って業務を行なうべきことを述べたものであるから、税理士法第一条に規定される「独立した公正な立場」をもって中小会社の適正を担保するための扱い手とすべき適格性を主張することは合理性を欠くこと。
- 4 税理士が、付随業務として行なう会計業務は、税理士本来の業務に付隨して行なわれるものであり、債権者保護を目的として行なわれる業務とは本質を異にすること。つまり、税理士は制度的には「税務に関する専門家」であり「会計専門家」ではないこと。
- 5 「商法監査問題研究会」・「調査問題検討研究会」のいずれにおいても具体的な結論を見出すことができなかったことからも、会計調査人制度が社会的有用性に基づく実現性に乏しいものであり、かつ、理論性に欠けるものであることは明らかであること。したがって、調査制度の代替案の検討についても具体的な結論を見出すことが困難であるのは明らかであること。
- 6 計算書類の登記所における公開及び会計専門家による計算の適正担保制度の導入について、中小企業及び中小企業諸団体の多くが反対しており、また、中小企業の実情からも社会的有用性は認められないこと。

以 上

1990年12月5日

日本税理士会連合会
商對委員長 佐藤裕志殿



全国青年税理士連盟
会長 小池幸造

要　望　書

時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、平成2年8月24日付で片岡輝昭日税連会長より「商法改正問題に対する今後の対応について」（日連2第314号）と題する諮問が行なわれておりますが、この諮問の中で、「このうち、殊に懸案となっている中小会社の適正を担保するため、会計専門家としての税理士を如何に活用するかについて、どのような方策または制度があり得るかを考究し、答申願います。」としたうえで、「（4）会計調査人制度の継続的審議（再検討を含む）と視点を新たにした会計専門家としての税理士の活用策、いわば調査制度の代替案の検討」という事項が示されております。

日税連は、外部監査について第一次商法改正、第二次商法改正時も一貫してその導入及び拡大に反対してきたにもかかわらず、今回の改正では、外部監査（会計調査人による調査）を行なう監査人（調査人）に税理士が加えられたことから、社会的コンセンサスも得られないまま、税理士の職域拡大という大義名分のもと一転して賛成にまわったという経緯があります。本来納税者の代理人である税理士と第三者性が求められる監査人とが相容れないにもかかわらずこのような結果を招いたことは残念というほかありません。

また、社会的なコンセンサスを得られないまま税理士が中小会社の適正担保の担い手として一人歩きを始めれば、納税者の代理人としての税理士の本質が問われるばかりか税理士制度そのものを崩壊させることにもなりかねません。まさに、本末転倒ということになります。

したがって、当連盟では、税理士制度の維持、発展をめざす立場から、中小会社の適正を担保するための税理士の活用についてその問題点を指摘するとともに、直ちに当該諮問に基づく検討を取り止めるよう要望いたします。

問 題 点

- 1 税理士が、会計調査人による調査の扱い手とされたのは、調査制度の実現可能性を前提としたうえでの簡易性、経済性に基づく政策的要請からにはかならず、適格性を認められたからではない。それにもかかわらず、税理士を中小会社の適正を担保するための扱い手とすべき日税連の主張は業界の一人よがりにすぎないこと。
- 2 税理士は納税者の代理人であり、会計監査人のように第三者としての立場で税理士業務を行なうことは困難であること。つまり、税理士は納税者と課税庁の見解が対立した場合には、納税者の立場に立って業務を行なうのであるから、いたずらに第三者性を主張することは税理士の立場を曖昧なものにするばかりか、税理士制度そのものを崩壊させる危険性があること。
- 3 税理士法第一条に規定される「独立した公正な立場」とは、税務を前提としたものであり、「税務に関する専門家」としての良心に従って業務を行なうべきことを述べたものであるから、税理士法第一条に規定される「独立した公正な立場」をもって中小会社の適正を担保するための扱い手とすべき適格性を主張することは合理性を欠くこと。
- 4 税理士が、付随業務として行なう会計業務は、税理士本来の業務に付隨して行なわれるものであり、債権者保護を目的として行なわれる業務とは本質を異にすること。つまり、税理士は制度的には「税務に関する専門家」であり「会計専門家」ではないこと。
- 5 「商法監査問題研究会」・「調査問題検討研究会」のいずれにおいても具体的な結論を見出すことができなかったことからも、会計調査人制度が社会的有用性に基づく実現性に乏しいものであり、かつ、理論性に欠けるものであることは明らかであること。したがって、調査制度の代替案の検討についても具体的な結論を見出すことが困難であるのは明らかであること。
- 6 計算書類の登記所における公開及び会計専門家による計算の適正担保制度の導入について、中小企業及び中小企業諸団体の多くが反対しており、また、中小企業の実情からも社会的有用性は認められないこと。